

科学技術研究調査の見直しについて

1 背景

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和 28 年以来、毎年実施しており、その後、適宜、調査事項等の見直しを行ってきた。直近では、平成 26 年調査について、調査事項の見直しを行ったところである。

平成 25 年 12 月の統計委員会諮問第 60 号の答申においては、「フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」において今回結論を得られなかった検討課題について、関係機関と連携して、報告者負担や行政ニーズを勘案しつつ、次期科学技術基本計画の開始年度から 1 年以内を目途に調査項目等の見直しについて検討し、結論を得ることが必要であるとの指摘を受けたところである。

また、平成 27 年度は、「科学技術基本計画及びフラスカチ・マニュアルの改定が想定されることから、その検討状況を注視しつつ、実体経済・社会の変化も踏まえ、引き続き関係機関と連携して、調査項目等の見直しを検討することが望まれる」との指摘も受けている。

さらに、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」の把握等について、研究者の移動等の実態の把握に注意を要する状況にあることを踏まえ、新たな行政ニーズを勘案しつつ、かつ、報告者負担にも留意しながら、調査項目の更なる整合性の確保について、その可否を含め検討する必要があるとの指摘も受けている。

これらの課題とともに関係府省からの調査に対する要望について、科学技術研究統計研究会において、検討を行うものである。

2 検討課題

(1) 公的一般大学資金の他の資金源からの分離

フラスカティ・マニュアルによると、公的一般大学資金（GUF）とは、「中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体（授業、研究開発、運営、健康管理等）を支援する目的で支払われる援助金」であり、この公的一般大学資金から研究開発に支出した分は個別に把握すべき、としている。

統計委員会諮問第60号の答申において、「関係機関と連携して、報告者負担や行政ニーズを勘案しつつ、次期科学技術基本計画の開始年度から 1 年以内を目途に調査項目等の見直しについて検討し、結論を得ることが必要である」とされたもの。

(2) 科学技術基本計画、フラスカティ・マニュアルへの対応

統計委員会諮問第60号の答申において、「今後、科学技術基本計画及びフラスカチ・マニュアルの改定が想定されることから、その検討状況を注視しつつ、実体経済・社会の変化も踏まえ、引き続き関係機関と連携して、調査項目等の見直しを検討することが望まれる。」とされたもの。

(3) 「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」の把握等について

統計委員会諮問第60号の答申において、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」については、企業、非営利団体・公的機関及び大学等における「(研究関係)従業者数」と取扱いが異なる(※)ことから、研究者の移動等の実態の把握に注意を要する状況にある。」として、「新たな行政ニーズを勘案しつつ、かつ、報告者負担にも留意しながら、調査項目の更なる整合性の確保について、その可否を含め検討する必要がある。」とされたもの。

※大学等では「博士課程の在籍者」を研究本務者としているが、「採用・転入研究者」又は「転出研究者」には含めないこととしている。

また、第41回サービス統計・企業統計部会において、「新規採用」と「転入」の取扱いについて、報告者が判断に迷わないよう、ポストクの雇用形態を踏まえて検討する必要がある。」とされたもの。

(4) 調査対象外の産業等

第25回サービス統計・企業統計部会において、「本調査の対象外の産業である「医療・福祉」や「小売業」の分野でも、民間病院の医師として研究が行われていたり、小売業者からの特許出願が行われている現状がある。」として、「調査の対象とするか否かについて、検討していくことが重要である」との指摘を受けたもの。

(5) 研究者の専門別内訳

第25回サービス統計・企業統計部会において、「コンピューター分野は幅が広く、特に重要であることから、今後、これを詳細に把握できるよう検討すべき」との指摘を受けたもの。

(6) 特定目的別研究費の分野について

第25回サービス統計・企業統計部会において、「平成24年調査から追加する『震災からの復興、再生の実現』については、5年後には不要となり得るため、次期科学技術基本計画における重点分野の見直し時に整理することが必要」との指摘を受けたもの。

また、第53回統計委員会においても、「科学技術基本計画の重要課題として挙げた数理科学、システム科学等の分野についても、5年後の状況をみて、調査項目への追加を検討してほしい」旨の要望が出されているところ。

(7) 研究開発法人に関する表章

内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局との打合せにおいて、「科学技術政策に関する検討を進める上で、研究開発法人に関する研究費のデータも必要になってくる」として、研究開発法人に関する結果の表章について要望が挙げられたもの。

(8) 不要調査項目の検討

今後、調査の見直しを行うことで、調査項目の増加が考えられるが、記入者負担の観点からも、原則として、単純増は認められず、削除も必要となる。従って、上記課題の検討と併せ、不要と思われる調査項目の検討も必要となる。

3 調査項目等に関する要望

科学技術研究調査の見直しに当たり、関係府省からの要望を取りまとめているので、上記課題とともに、研究会において検討する。要望の詳細は、議題（6）において、説明する。

4 見直しのスケジュール（別紙参照）

来年4月頃までを目途として4回程度有識者を交えた検討を行い、来年夏頃、統計委員会への諮問を行う予定。